

# 北海道文教大学研究活動上の不正行為調査委員会内規

(平成26年10月16日 定 第2号)

## (目的)

第1条 北海道文教大学（以下「本学」という。）における北海道文教大学研究倫理規程及び北海道文教大学研究倫理審査委員会規程並びに北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程に基づき設置する北海道文教大学研究活動不正行為調査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (任務)

第2条 委員会は、学長の諮問により審議された本学における研究倫理及び公的研究費の管理に関する事項の調査及び検討等を行い、その結果を学長に報告する。

## (組織)

第3条 委員会は不正行為の内容により、別表のとおり委員を組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
- 3 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 4 委員会の調査委員は、機関及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 委員会は必要に応じて調査専門委員会をおくことができる。
- 6 調査専門委員会の長は第2項の委員長が指名した者をもって充てる。
- 7 調査専門委員会は調査の結果を委員会に報告しなければならない。

## (招集・運営)

第4条 委員会の招集は必要に応じて委員長が招集する。ただし、過半数の委員から委員会開催の申し入れがあった場合、委員長は委員会を招集しなければならない。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の者の出席により成立し、議事は出席委員の3分の2以上をもって決する。

## (関係者の出席)

第5条 委員が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

## (調査の実施)

第6条 委員会は北海道文教大学公的研究費の運営・管理に関する取扱規程第13条に定める本調査が必要であると認めたときは、不正行為の有無、不正行為の内容、関与

した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査するものとする。

(報告等)

第7条 本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について関係機関に報告し、又は協議しなければならない。

2 本調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し関係機関に報告しなければならない。

3 前項のほか、関係機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を当該関係機関に提出しなければならない。

4 調査に支障が生じる等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めが関係機関からあった場合はそれに応じなければならない。

(秘密保持)

第8条 委員及びその他の者で、委員会に関与したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(改廃)

第10条 こま内規の改廃は、理事長の承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成26年10月16日から施行する。

別表 不正行為調査委員会

不正行為	不正使用
(1) 副学長 (2) 各学部長 (3) 外部有識者	(1) 副学長 (2) 事務局長 (3) 財務部長 (4) 外部有識者